

津市一般廃棄物（し尿）処理事業補助金交付要綱

平成18年1月1訓第69号

改正 平成19年5月28日訓第31号

平成23年3月25日訓第16号

（趣旨）

第1条 この要綱は、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、一般廃棄物（し尿）の処理に係る補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的等）

第2条 補助金の名称、補助金の交付目的、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付対象者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

（協議の申出）

第3条 補助金の内容又は規則第5条第1項の規定によりこれに付された条件に異議があるときは、規則第6条の規定による交付額の決定の通知を受けた日から10日以内に、市長に協議を申し出ることができる。

（実績の報告）

第4条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助金の交付の対象となる事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の施行前に合併前の津市一般廃棄物（し尿等）処理事業補助金交付要綱（昭和52年12月1日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年5月28日訓第31号）
この訓は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日訓第16号）
この訓は、平成23年3月28日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助金の交付目的	交付対象経費	交付限度額	補助事業者の範囲
一般廃棄物（し尿）処理事業補助金	適正なし尿くみ取り手数料の徴収業務を行うことにより、一般廃棄物（し尿）処理事業の健全な発展と公共福祉の増進に資することを目的とする。	次に掲げる経費 1 し尿くみ取り手数料の徴収に要する経費 2 一般管理運営費 3 し尿くみ取り手数料の徴収に係る研修に要する経費 4 その他市長が適当と認める事業に要する経費	交付対象経費	津環境整備事業協同組合